

第三十七回国 参議院法務委員会會議録第三号

昭和三十五年十二月二十一日(水曜日)午後一時四十一分開会

委員の異動

十二月二十日委員後藤義隆君辞任につき、その補欠として木暮武太夫君を議長において指名した。

本日委員木暮武太夫君、林田正治君及び大森創造君辞任につき、その補欠として後藤義隆君、山本杉君及び武内五郎君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 松村 秀逸君
理事 井川 伊平君
大川 光三君
高田なほ子君
大谷 雪洞君

委員

後藤 義隆君
野上 進君
野田 俊作君
山本 杉君
江田 三郎君
大森 創造君
武内 五郎君
千葉 信君
赤松 常子君
市川 房枝君
辻 武善君

衆議院議員

法務委員長 池田 清志君

國務大臣

法務大臣 植木庚子郎君

政府委員

法務省政務次官 古川 丈吉君
法務大臣官房司 津田 実君
法制調査部長 津田 実君

最高裁判所長官代理者 事務次長 内藤 頼博君
人事局長 守田 直君
総務局第一課長 長井 遵君
人事局給与課長 牧 圭次君
事務局側 常任委員 西村 高兄君
会専門員 西村 高兄君

本日の会議に付した案件

○裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○滋養刑務所移転促進に関する諸願(第二号)

○岡山市南方緑地帯に岡山検察庁舎建設反対の諸願(第九四号)

○大分地方裁判所庁舎改築促進に関する諸願(第二一八号)

○裁判所法附則第三項改正に関する諸願(第二一九号)(第二二〇号)(第二二一号)(第二二二号)(第二二三号)

○(第二二四号)(第二二九号)(第二三〇号)(第二三二号)(第二三三号)(第二三九号)(第二四〇号)

○(第二五九号)(第二六〇号)

○継続調査要求に関する件

○委員長(松村秀逸君) ただいまから法務委員会を開会いたします。

この際、委員の異動について御報告いたします。

十二月二十日付、後藤義隆君辞任、木暮武太夫君選任。

十二月二十一日、木暮武太夫君辞任、後藤義隆君選任。

以上であります。

○委員長(松村秀逸君) 昨日の委員長及び理事打合せにおいて裁判官の報酬及び検察官の俸給に関する法律案の提案理由の説明者は法務大臣であるか、それとも大蔵大臣であるかについて意見がかわされたのでありますが、結局本問題は今後の検討に待つこととし、今回は従来通り法務大臣から説明を求めることとなりました。つきましては、千葉委員から特に発言を求められておりますので、これを許可いたします。

○千葉信君 私の申し上げたい問題に、ただいま委員長発言で若干触れられました。私は今回の裁判官あるいは検察官の報酬、俸給等に関する法律案の審議にあたりまして、第一点は、この法律案を審議する所管の委員会として法務委員会が審議をするという点に疑念を有し、さらにまた、昨日問題となりましたこの法律案の提案理由の説明者、いわば特別職の給与の決定等に関する権限はどこにあるのかという問題に関連しまして、私の意見としては国家行政組織法なり、あるいは各省設置法、なかんずく総理府、大蔵

両省設置法等の関連から見ても、担当者は大蔵大臣だという見解に立っており、従ってこの法律案の提案理由の説明者は大蔵大臣でなくてはならないという立場を今でもとっている次第です。しかし、きょうは国会の会期の関係もありまして、この問題点についての最終結論を今直ちに得ることが非常に困難だという段階を了承しまして、今回は当法務委員会に審議を申し、さらに、今委員長からお話がありましたように、とりあえず今回は法務大臣の説明を了承して委員会の審議に入るということを私は納得して、これからこの法律案の審議に入りたく存じます。しかし、ただ私は一言私の主張に關してここで明らかに申し上げておいて、そうして今委員長が言われたように、機会をあらためてこの問題の適正な解決をはかるといふその前提とするために、私は若干この私の意見について触れておきたいと思ふ次第でございます。

政府の方では、一般職の職員に対する給与の改定等の関係についての専任大臣としては、閣議の決定によりまして、現在迫水國務大臣がこれを担当する形になっております。こういう形をとらざるを得なかったのは、総理府設置法によるところの他の所掌事務に属せざる事項として、総理府が担当しているその事務の中に、この一般職の職員に給与に関する事務なるものが含まれておりました。従って総理府設置法によりまして、これは総務長官の担当というところになっておりました。

も、総務長官は國務大臣でないという現実の問題がありますために、どうしても国会における提案理由の説明なり質疑応答に対処するためには、閣議に発言する資格のある者がこれを担当しなければならぬという意味で、國務大臣の迫水君がそれを担当することになっておりました。従って、そういう総理府の担当ということになりました。各省分担事項に該当せざる事項が、一般職の職員に關する給与の問題でありまして、特別職の關係になりまして、これは大蔵省設置法に規定されておりました。大蔵省設置法の定めるところによつて大蔵大臣の担当ということになっておりました。従って、一般職の給与の改定の問題ないしは特別職の給与の改定等の問題については、他の平常における一般的な行政事務と違つて、非常に高度の専断を要する、いわば政治的な解決を要する重大な問題だという建前で、本来ならば総理大臣の所掌すべき問題なのでありますけれども、今申し上げたように二つの機関にこれは分けられておりました。分擔されておりました。これは大きな問題に関連して、他の一般行政事務と全く同じような解釈をとるといふことは、それ自身が問題の重要性を認識してないか考へ方になると私は判断しておりました。私は時間がありませんから、簡略に申し上げますが、昨日委員長理事打合せで問題となりましたこの担当大臣の解明の問題に關しまして、委員部長あるいは法制局の担当者ないしは内閣の法制局の担当者の主張によりまして

と、まあ私の意見もかなり重要視されている状態でございますが、しかし結論としては大蔵省設置法にいうところの特別職の給与を管理するという大蔵省設置法の趣旨と、この際は法務省設置法の第二条第九号の「司法制度及び法務に関する法令案の作成に関する事項」、こゝういふ分担事項があるから裁判官であるとかあるいは検察官に関する俸給改定等の仕事もこれは法務大臣の所管だといふこゝういふ解釈でございます。一方では、大蔵省設置法によりますと、第八条の第十九号で「特別職である国家公務員等に関する給与制度を管理すること。」この二つの権限が競合しているんだ、従つて法務省設置法によると、第二条第九号に基づいて、はつきり権限がある、そして従来国会における慣行もあることだから、この際は法務大臣が提案理由の説明に当たるともあえて異とするに当たらないといふこゝういふ意見が開陳されました。しかし、私はこの法務省設置法に言うところの「司法制度及び法務に関する法令案の作成」云々という条項が、非常に大きな問題であるところの給与の改定等の問題に関する条項を規定したものは、どうしても解釈することができない。他の一般的ないわゆる司法制度に関するものないしは法務に関するといふ問題であれば、それは当然法務大臣の所掌であるけれども、給与改定のごとき、利害関係者はもちろんのこと、場合によれば非常に多額の国費を必要とする給与制度そのものの改定等に関して、法務大臣にその改定の権限ありなどという解釈は、この条文からは絶対出てこない。まあ、こゝういふ立場からしますと、当然これ

は私の解釈によりますと、国会に対する法律案の提案権そのものは、行政府の中には内閣総理大臣一人しかいない。それを内閣法に基づいて所掌事務を分担している各大臣がその提案理由の説明なり質疑応答に対処するといふ、こゝういふ点については、国家行政組織法に基づいて各大臣の所掌事務は明確でなければならぬし、従つてまた、その権限においても責任においても、完全に区分されたものでなくてはならないといふのが、行政組織法、根拠法の命ずるところだ。そゝういふ点から見まして、私は、どうも現実の問題として、たとえ裁判官なりあるいは検察官の俸給改定についての権限を法務大臣が持つてゐるなどといふ、はなはだ非現実的な解釈の上に立つて、しかも、その根拠とする法律の条文のごときは、法務省設置法の第二条第九号などといふのは、私はおおよそナンセンスだと判断してゐる。

私は、きのうの委員長理事打合せも経過しましたけれども、私のこの意見はどつても変更できない。疑点ははつきり残つておりますから、この点については、将来もこの主張を貫くつもりですけれども、ただ今回の場合におきましては、国会の会期の関係もあり、先ほど委員長発言もありませんでした通り、適正な解決の時期を次の機会に求めることにして、私は委員長が議事を進行されることに賛成いたします。

○大川光三君 議事進行について。ただいまの千葉委員の御発言は非常に参考にならうと存じます。これは千葉委員の私見として承つておきます。議事進行をお願いいたします。

○千葉信君 大川委員から発言がありましたから、私はそのままでは済まないかつかうになつては困りますので発言いたしますが、私は、むしろ先ほどの委員長発言がなければ、今回の問題について、理事會のお話し合いでも委員長としても相当責任をもつて今後この問題の解決に当たるといふお話しでございまして、私はそれを了承して委員会の審議を進展させることに賛成をしたのでございます。従つて、私は先ほどの委員長発言に関連して私が発言したこと自体によつて、委員長は、きのうのお話し合いの通りこの問題の解決のために積極的に責任をとらうとされるのだといふように了解いたしておりました。

今の大川委員の発言によりますと、私が先ほど申し上げたことは、単なる私見として、委員会としてお互いに責任をもつてこの問題の解決のために将来当たられるといふことは非常に不明瞭なかつたことになりましたので、この際、あらためて委員長からお考えのほどを承りたいと思つて、

○委員長(松村秀逸君) 本問題につきましては、さつきも発言いたしました通り、今後の検討に待つこととしまして、今回は従来通り法務大臣から説明を受けることにいたします。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案、検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案を一括して議題に供します。

当局からの出席者は、法務省植木法務大臣、古川政務次官、津田司法法制調査部長、最高裁内藤事務次長、守田人事局長、長井第一課長、牧給与課長の諸君であります。

まず、当局から法律案の御説明を願います。

○國務大臣(植木康子郎君) 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案について、その趣旨を便宜一括して説明いたします。

政府は、人事院勧告の趣旨にかんがみ、一般の政府職員に給与を改善する必要を認め、今国会に一般職の職員に給与に関する法律等の一部を改正する法律案及び特別職の職員に給与に関する法律の一部を改正する法律案を提出いたしましたことは、御承知の通りであります。そこで、裁判官及び検察官につきましても、一般の政府職員に例に準じて、その給与を改善する措置を講ずるため、この両法律案を提出した次第であります。

この両法律案は、右の趣旨に従ひ、裁判官の報酬等に関する法律の別表及び第十五条に定める裁判官の報酬並びに検察官の俸給等に関する法律の別表及び第九条に定める検察官の俸給の各月額を増加しようとするものであります。改正後の裁判官の報酬及び検察官の俸給の各月額を現行のそれに比較いたしますと、その増加比率は、一般の政府職員についてのこれらに対応する各俸給月額増加比率と同様となっております。

なお、両法律案の附則におきましては、一般の政府職員の場合と同様、この報酬及び俸給の月額の改定を、本年十月一日にさかのぼつて適用すること等、必要な措置を定めております。

以上が裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び検察官の

俸給等に関する法律の一部を改正する法律案の趣旨であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決下さいますよう、お願いいたします。

○委員長(松村秀逸君) 以上をもつて提案理由の説明は終わりました。これより本二件に対する質疑に入り、御質疑のある方は順次御発言を願います。

○千葉信君 一般職の職員あるいは特別職の一括した職員の給与法等に関する改正案が先ほど本会議を通過しましたし、またそれに関連する内閣委員会質疑等も承知してありますので、私はできるだけこの委員会について特殊な二つの法律案の關係事項について御質問を申し上げたい。まず一番最初にお尋ねしたいのは、これは新聞にも報道されておりましたが、補正予算の最終的な政府としての決定なり改定にあつた後、行政府内で最後まで問題として解決がおくれたのは裁判官の報酬と検察官の俸給の二つでございます。まず最初その大体の経過を承つておきたいと思つて、

○政府委員(津田英君) ただいまの御質疑の点でございますが、新聞にも報道されておりましたと思つて、この法律案立案の過程、同時にこの法律案の關係する補正予算の關係におきまして、行政府内でいろいろ討議をいたしましたことは事実であります。この法律案が定まりましたれば、当然それに見合ひ補正予算は定まるわけでございますので、問題は、法律案の關係において御説明を申し上げます。御承知の通り裁判官の報酬等に関

する法律には、第十條の規定がございまして、一般の政府職員について生計費及び一般賃金の事情の著しい変動によりまして、その俸給その他の給与が増額される場合には、裁判官についても一般官吏の例に準じてその報酬あるいは給与を増加する、こういう規定でございます。そこで、今回の人事院勸告に基づきまして政府が決定いたしましたところの一般職につきましての増加は、人事院勸告の趣旨に従いますと、まさしく一般賃金事情の著しい変動、若干部分生計費の変動もあります。主としての部分は一般賃金事情の著しい変動にあるわけであります。従いまして、この点につきましては、あつたはずの異論はなかつた。そういういたしますと、当然裁判官報酬法の十條が適用されるわけです。十條と申しますのは、これはこの報酬法がございまして、この規定の趣旨そのものは、何と申しますか、文義上はやや明確を欠く点がございまして、この法律案の当委員会におきましては、参議院の法務委員会におきましますところの御審議の経過等にかんがみまして、しかも、この法律案が政府提案より若干修正された点から考へますと、要するに「別に法律の定めるところにより、裁判官について、一般の官吏の例に準じて、報酬を増加する」ということは、これは立法法に対する拘束の趣旨を表わした法律であるという趣旨に解釈せざるを得ないわけであります。このことにつきまして、立法の拘束を政府は受ける、こういう観点のもとから、裁判官報酬法を改正する必要が出てきたのであります。そこ

で第十條の解釈をいたしまして、「一般の官吏の例に準じて」ということは、いかなることを意味するものであろうか、こういうことであります。これにつきまして、この準じ方の問題について両論があり得る。こまかく言へばいろいろ議論があり得ると思ひますが、大きく分けますと両論があり得るわけです。その一つは、「一般官吏の例に準じて」ということではあるが、この法律の当委員会における修正の経過を考へますと、もとは、「別に法律を定めるところにより」ということではなくして、一般官吏につきまして生計費及び賃金事情の著しい変動があれば、自動的の最高裁判所はこの報酬を増加することができるという趣旨が政府提出原案の趣旨であつたわけであります。そうしますと、自動的に行き得るといふことは、すなわち最高裁判所にその判断をまかされていくということのみならず、自動的に行き得ることになります。非常にそこは、単純に考へるべき性質のものであるという考へ方が出て参ります。元來一般の行政職と裁判官との間につきましては、その報酬、俸給の定める当初から、一定の格差がありまして、たとえば五万円の一一般の行政職の職員に受ける者と、五万円の裁判官の報酬を受ける者とは、金額においてまさに同額である。この同様に給与を定められた趣旨を考へてみますと、これは一般職の職員に受ける法律の趣旨から見ましても、職務の複雑、困難、あるいは責任の度合い、勤務年限というよりなもののいろいろな要素を、あるいは勤務環境というよりないろいろな要素を参酌して定められるものであります。そ

その点につきましては、裁判官報酬法には何ら規定はありませんけれども、これは給与の一般大原則として同じ趣旨で定められるべきであると考えます。しかしながら、裁判官の報酬と一般行政職の給与との段階のきめ方というものが非常に違つていゝのは何ゆゑであるかと申しますと、それは、そこにおけるところの給与をきめる根拠となる要素、すなわち責任の度合いとか、職務の複雑性とかという要素に与える比重が、裁判官の場合と、一般行政職の場合とは違つていゝ、こういうふうな解釈するわけであります。しかしながら、違つていゝが、それを総合して判断したときには、給与として五万円が相当である、裁判官についても五万円が相当であるというわけであり、その意味では、五万円の一般職の給与が七万円になつた場合には、あるいは六万五千円になつた場合には、裁判官についても五万円の人が六万五千円になるのが相当である。第十條の「一般の官吏の例に準じて」といふ最高裁判所の専権にまかしてやううという政府の趣旨からいへば、まさにその通りに運用されるべき性質のものである。ところが、これが国会に於いて修正を受けた理由は、必ずしも明確でないのでもありますが、要するに、そういう場合でも、最高裁判所が独自に行なうべきものでは、法律で定めるべきものであるという御趣旨のうちに、当時の審議録によつて承知してゐるわけであり、従ひまして、この別の法律というものは、本來いへば、最高裁判所がやつていいことだけれども、事柄を、一度国会の御審議を仰いで参る、こういう建前であつたということになります。それ

ば、この十條の趣旨は、まさに五万円が六万五千円に一般職がなれば、五万円は六万五千円に裁判官もすべきだ、こういう趣旨に解釈せざるを得ない、こういう判断でございます。これがまあ俗に申しますれば対等額スライド方式とも言うものでございませう。ところがこれに反しまして、先ほど申し上げましたその給与を定める要素の勤務年限を中心にしてものを考へる場合には、たとえば採用されてから何年たつた人は幾ら、それを行政職と裁判官と比較した場合に、どれだけの差があるかというふうな問題が出て参る。そこで勤務年限を中心にして考へますと、これは勤務年限による、すなわちアップ率を適用する。たとえば一般行政職におきまして、十年たつた人が二〇%上がるものなら、裁判官の十年たつた人も二〇%上げる、こういう場合、つまりアップ率スライド方式とも言ひますが、そういうものが相当ではないか。こういう議論をいたしましたが、それでいろいろ論議をいたし、検討いたしました結果、最終的には、先ほど最初に申し上げました第十條の解釈に従つて、対等額スライド方式によるという結論になりました。それによつて修正予算を組まれ、それによつてこの法律案が立案された次第でございます。

○千葉信君 私のお尋ねしたいのは、経過の大事でございまして、かなり詳しく法務省の考へておられるところを述べたいのですが、私のお尋ねしたいのは、俗に言へば最後までもみにもんだ、ほかの方は割合にすらすらときました、どうして裁判官あるいは檢察官の報酬、俸給改定の問題だけが、法律上も、同時にまた予算上も最後までごたごたして結着を見なかつたかという理由は、私は一口に言へば、裁判官なり檢察官の給与水準そのものが、一般職の職員に行政職の諸君に比べて高いからということが、私は問題の紛糾する原因だつたと把握してゐる。この点は法務省も御存じだつたと思ひます。そこで私の確かめたい点は、大蔵省は一体さういふふうな一般行政職等に対してどれくらい高いという判断の上になつたのか、法務省として今お話の、十條に基づく給与改定の原則を主張されたことは、私はわかりませんが、その大蔵省の主張の根拠は、一体、具体的にはどうだつたのか、場合によればこれは大蔵省の方からも出席を求めて、ここで私は明らかにする必要がありますと思ひます。その点を、もしはつきりおっしゃれば、おっしゃつて下さい。

○政府委員(津田実君) 大蔵省の事務当局の最終決定は別といたしまして、その最終決定に至るまでの段階におきましては、御指摘のような事実は確かでございます。で、その主張の根拠と申しますところは、要するに、裁判官、檢察官の給与と、一般行政職との給与の格差の問題、しかしこの格差の問題と申しましても、これはこの対等額で上げていく場合には、比率は変わらなない。問題は、その絶対額についての。これはだんだん大きくなるということも当然であります。比率でいけば絶対額の差が大きい。そこでその絶対額の差が大きいことは、はつきり言へばよいのではないかと。もし少し絶対額の差は縮めた方がよいのではないかと。いふような判断に立つて、基礎に

立つての大蔵省における事務当局の最終決定以前の主張であったというふうな考えられます。これに對しまして裁判所あるいは法務省側におきましては、それは裁判官の報酬法の十條によることがあると同時に、第三十一國會におきまして法務委員会のこの兩法律案に対する附帯決議の御趣旨によりまして、裁判官、檢察官についてはできるだけ待遇をよくし、優遇しなければならぬという御趣旨もございまして、そういうところもございまして、裁判官、檢察官の俸給——俸給と申しますか、待遇をなるべくよくして、要

なく働かせたいという意味からも、裁判所、法務省当局におきましては、第十條の解釈からも正当と思われる主張をいたし続けてきたわけでありま

す。
○千葉信君 どうも僕の質問の仕方がへたなのか、聞きたい答弁がなかなか簡単に得られなかった。私の聞きたいと思ふ点は、今絶対額云々という言葉がございましたが、現在の国家公務員の給与の状態というのは、大体が、あまり正確な方法ではありませぬけれども、平均給与額で比較している。一般職の職員の場合の平均給与額というものを直ちに皆さんの場合に当てはめることはこれは全然筋が通りませぬ。しかし、大体たとえは判事であるとか、あるいは検事の構成メンバーと同等程度の行政職の職員の場合も、限られた平均給与というものがあつたわけだ。それと判事の場合の平均給与額が違ふところ、私は大蔵省の主張の根拠があつたと思ふ。私はそれを聞きたい。そういう比較において、結局高いとか安いとかいうことは比

較の問題です。それから、そういう比較の根拠に立つて大蔵省が一体どれくらい高いという判断の上に立つたのか、あるいはその割合にすればどれくらい高いという判断の上に立つたのか。この点を私は聞きたい。
○政府委員(津田実君) ただいま御指摘の点でございますが、そういう面からの検討という問題は当然あり得ると思ふ。しかしながら、この問題につきましては、平均給与額の問題と申しますと、これは比較の問題が非常にむずかしい、先ほど申し上げましたように、従来五万円の俸給額を取る一般行政職と五万円の報酬を受ける裁判官と何で比較したかということになるわけでありまして、これは私どもの考えから申しますと、そのいろいろ給与をきめる要素——責任の度合いとか、職務の複雑困難とか、勤務年数とか勤務環境とかいろいろのものが両方に出て参りまして、それに与えるウェイトは、裁判官の場合と行政職の場合が違ふが、その総合で出てきた給与の相当額というものはどちらか五万円、こういふことになる。そういたしますと、あとで比較する問題は、両方どちらも大学を出て一定の試験を受けて、何年たつた者が一体幾らになつてゐるか、こういうことと比較ということが考へられ

る。そういういたしますと、これは比較すれば裁判官の方が高いということは当然出て参りますが、先ほど最初にできましたところの五万円なら五万円の者に与えたウェイトの違いということを検討するということになりますと、これは非常に根本的な問題までさかのぼらなければならぬ。そこで、その合理化をはかるといふことは当然必要だ

と思ふので、これはいつでもやらなければならぬ問題でございましてけれども、今回は非常に切迫している事情もございまして、その中身の合理化まで立ち入つて検討するいとまがないということによりまして、この第十條に従つたそのままの形で法律案を立案した、こういう次第でございまして。
○千葉信君 あなたの言つておられるように給与額が高いとか低いとかいふ問題は、学歴の問題、勤務年数の問題、あるいはまた能率の問題、こういうような問題を比較検討しなければ、高いとか安いとかいふ比較は正確にはできません。それはあなたの方で言つておられる通り、私もその意見なんです。ところが遺憾ながら国会ではその論理が通らないのです。政府自身が間違つた方向で給与の比較をやつてきているのが今日の現実です。政府の比較の根拠としているのは、総体の人員に對してその平均価値をもつて高いとか安いとかいふ検討をしている。これは私はやり方としては賛成できません。しかし、そういう格好での比較が行なわれている。そして今回の場合の大蔵省の主張というものは、おそろくそういう一般職の職員全体ということになりますと、これは年令も違へば勤務年数も違ふ。学歴も違ふ。能率も違ふ。雑多の要素が含まれておりますから、それらの平均給与額では、これは当然比較にはならぬ。そういうことで、おそろく大蔵省としては大体判事なり検事なりの構成職員と同等の条件を持つ一般職の職員の一つの分布ですね、それとの比較において高いとか安いとかいふことを私は言つたものと判断してあります。おそろくその点についてはあなた

も聞いておられると思ふ。その点を私は聞きたい。
○政府委員(津田実君) 確かに御指摘のような考へ方は当然あり得るし、また、そういう検討も逃げなげやならぬということ、私は、私ども十分考へております。しかしながら、大蔵省当局におきまして、一般行政職と申しましては行政職俸給表の(一)でありまして、(一)の中におきまして、かりに裁判官、檢察官に該当する人といひますか、同種の職種、責任の度合いが同じ人というものを抜き出して、その平均給与を出すと申すことは非常に困難が伴つておるので、大蔵省としては、たしてはおらぬと思ひます。私自身も大蔵省からかつて平均給与額の話をお聞きしたことはありませぬから、それはおそろくいたしてないでしよう。
○千葉信君 そうするとあれですか、結論として、大蔵省の方とあなたの方の最後までもみにもんだ原因というのは、一般職の職員に比べて判事なり検事なりの給与額が高いということが最後まで解決しなかつた原因ではなかつたか、こういう御答弁ですか。
○政府委員(津田実君) これは現在の法律におきまして格差があるわけですから、格差の承認をむろんするわけですから。そこで、大蔵省といたしましては、今度の改正案によりまして対等額のスライド方式をとりますと、絶対額の差が非常に大きくなるという事は、大蔵省の表現をもつてすれば、常識的でないのではないか、こういう議論に終始しておつたわけだ。それ以上の理論というものは私は聞いておりませぬ。
○千葉信君 じゃ別な角度からお尋ねいたしますが、たしか給与法が新しい国会で決定されました当時、これはまあ占領軍もおりました関係も若干あるようですが、その一方には憲法上の要請もあり、裁判官に對する俸給の基準というものは、他の職員に比べて三割ないし四割程度高い水準で定められたと思ふのですが、その点はどうですか。
○政府委員(津田実君) それはただいま御説の通りでございます。大体におきまして、第二國會におきましては、裁判官の報酬の、つまり判事あるいは検事の俸給の最高額は一万四千元と定められておるのに対して、一般行政職の最高額は一万円、つまり四割優位といたしておりましたが、これはあくまでも最高のところの比較でありまして、中間の比較は必ずしもこれによつておりませぬ。最高の比較は四割優位ということになつております。
○千葉信君 そうしますと、最高の分だけ四割高かつたけれども、他は必ずしもそうではなかつたという御答弁ですか。
○政府委員(津田実君) こまかくたさいまちよつと記憶をいたしておりましたが、常に私どもは最高比較をいたしておつたものですから、最高につきましては四割優位であるということ、これは数年貫いておるわけでありませぬ。
○千葉信君 最高だけをにらんで、最高だけをつかんでゐるのじゃ、これじゃ全然問題を究明する対象にならぬと思ふのですが、しかし、まあ答弁のいかんにかかわらず、おおむねその最高で保証されている四割程度に、それと同率でなくとも若干それに近い優位

性というか、そういう条件というものはあったと思うのですが、その点はいかがですか。

○政府委員(津田実君) 第二回国会において最初にきまりましたときには、まさにその通りでございます。その後、裁判官の報酬の、つまり号数をふやすとかいうような問題もありません、いろいろそこに複雑な問題がずつと何回か経過いたしました。一般職につきましても最高が上がつて参り、現在におきましては、今回の改正案でも御承知のように、あるいは現行法でも御承知のように、一般職の最高と裁判官の通常の最高と検察官の最高と同じ。裁判官につきましては特号がございますが……。そういうふうになつたわけでありまして、そこに至ります経過がございます。問題は、結局上の方は従来から見れば一般行政職の比較においては下がつてきた。現在におきましては管理職手当がない、あるいは管理職手当のついておられます者についてのパーセンテージが低いということから、最上級に近い裁判官は、一般行政職よりも不利な扱い、しかしながら、中間層におきましては非常に有利な扱いを受けておるといふようなことになつてきました。そういうふうないろいろな間に号数をつけ足したという段階を経てきた産物と申しますか、そういうものであります。

○千葉信君 あなたはいつごろから今の仕事を担当されるようになりましたか。

○政府委員(津田実君) 私は約二年前からであります。

○千葉信君 裁判官の四割ぐらいの優位、これはもうもちろん裁判官の職務の性質に基づくものだし、同時にまた、憲法の条章にもよることですが、そういう格好で最初出発したのが、いつの間にか行政職との格差はもろろんのこと、検事との関係についても、その格差は大幅に解消してきています。あなたが、その一般行政職の場合は別として、判事と検事とのこういふ格差が解消された経過を御承知ですか。

○政府委員(津田実君) 第二回国会におきましては裁判官の一号が一万四千円、検察官の特号が一万四千円、号俸の呼称は別といたしまして、最高は同額なんです。自來、この判事、検事の号俸の呼称は別といたしまして、これはずつと同じに参つたわけでありまして。そこで昭和三十四年四月、第三十一国会におきまして、この号俸の呼称を改めまして、判事、検事ともに一号を最高といたすとともに、判事につきましては当時八万円という特別号俸を認められたわけでありまして、それでおきましては現行法のもとにおきましても、最高裁判官と検事総長との間には大きな開きがあります。また検事長と高等裁判所長官の間におきましても、五千円ずつの開きがあることは御承知の通りであります。その点はずつと變つてこないものでありまして、従来の呼称の改めが三十一回であり、呼称改めと同時に判事の方は特号という実質的に高い号俸を一つ持ったということでありまして、多少の違いは出て参りましたが、むしろ判事と検事の格差は、そのときにできた、最高号俸については格差ができたというふうに考えます。

○千葉信君 判検事の賃金水準の問題を私が問題にしようとしていたのは、こういうところにあることをまず御理解願つていただきたい。それは概略的に言つて、最初裁判官の報酬というものは、他の一般行政職なりあるいは検事諸君の俸給等に比べると、四割程度格差があつた。大体平均においても四割程度の格差があつたのです。これはさつきも言つた通り憲法上優位性を認められていることが一つと、それからその職務の責任の度合いに応じてそういう措置がとられたのです。ところがその途中で、どうもその判事の方の賃金は高過ぎる、検事だつて判事と同じような司法行政の中で重要な仕事を担当しているはずだ、従つて検事の方の俸給額をもつと改正しろという陳情というか運動が起きて、そうしていつの間にか検事諸君の給手は非常によくなくなつてきた、非常に有利になつてきた。ところがそこで問題が起つたことは、今度はその検事と検察庁の事務官、つまり検察事務官との給手がそこで大きくアンバランスを生じてしまつて、そこでそのアンバランスをどうして解消するかというときにあたつて、そんなことを言つたつて、今度は検察事務官と他の一般職の職員との均衡の問題があるのですから、なかなか政府部内でも問題の解決はできなかつた。そこでその窮余の一策というか、最後に考え出された手というものが、検察事務官の勤務時間を五十二時間に延長して、そうして勤務時間が長くなつたという理由で検察事務官の給手の改善が行なわれた。現在私はその勤務時間が実施されているかどうか調査をさせたいけれども、はつきりしません。

○千葉信君 判検事の賃金水準の問題を私が問題にしようとしていたのは、こういうところにあることをまず御理解願つていただきたい。それは概略的に言つて、最初裁判官の報酬というものは、他の一般行政職なりあるいは検事諸君の俸給等に比べると、四割程度格差があつた。大体平均においても四割程度の格差があつたのです。これはさつきも言つた通り憲法上優位性を認められていることが一つと、それからその職務の責任の度合いに応じてそういう措置がとられたのです。ところがその途中で、どうもその判事の方の賃金は高過ぎる、検事だつて判事と同じような司法行政の中で重要な仕事を担当しているはずだ、従つて検事の方の俸給額をもつと改正しろという陳情というか運動が起きて、そうしていつの間にか検事諸君の給手は非常によくなくなつてきた、非常に有利になつてきた。ところがそこで問題が起つたことは、今度はその検事と検察庁の事務官、つまり検察事務官との給手がそこで大きくアンバランスを生じてしまつて、そこでそのアンバランスをどうして解消するかというときにあたつて、そんなことを言つたつて、今度は検察事務官と他の一般職の職員との均衡の問題があるのですから、なかなか政府部内でも問題の解決はできなかつた。そこでその窮余の一策というか、最後に考え出された手というものが、検察事務官の勤務時間を五十二時間に延長して、そうして勤務時間が長くなつたという理由で検察事務官の給手の改善が行なわれた。現在私はその勤務時間が実施されているかどうか調査をさせたいけれども、はつきりしません。

言いたがらないです。言いたがらない理由はどこにあるか、私はそこまでは少し酷だから究明しませんが、とにかくさういふ措置がとられておるとにかくさういふ措置がとられておると、給手の問題は、そういう格好で検察事務官の希望通りにいつたかもしれないが、問題は、その勤務時間を延長する理由で勤務時間の延長が行なわれ、人事院またこれに対して承認を与えませんでした。給手法上の承認を与えませんでした。検察事務官の場合には、労働基準法によるあるいは公務員法に言うところの制限された勤務時間のワケをこえて勤務することを認めるといふ承認です。この人事院の承認は、今日まだ生きていますか、およそこれほど不当に人事院として大失態をやつた承認はないと私は考えています。この問題で人事院が国会に呼び出されて質問されたら、人事院としてはたしどころに窮するはずであります。また、人事院の諸君もそれを認めざるを得ない格好です。こういう経過があつたことを御承知ですか。

○政府委員(津田実君) ただいまの仰せでございますが、検事と判事の格差問題は、第二国会当初から、号俸の名前は別といたしまして、判事一号一万四千円、検事特号一万四千円、最高額は同じでございますので、そこに四割優位云々というふうなことはなかつたわけですね。従いまして、検察事務官との関係におきまして当時のことはちよつとここではつまびらかにいたしませんけれども、当時は検察事務官につきましては、やはり一般職と同じ号俸で、ただし調整の問題は別と考へられますから……。その後、ただいま御指摘のように検察事務官につきまし

ては検事の職務態勢と合わすということと、その事柄の性質上、犯罪捜査に従事いたしますので、時間的な問題は検察官の場合にも考えられ得ることでありまして、時間延長をするということになりまして、それと時間的の関係は、ちよつと私は今記憶しませんが、検察事務官において特別の調整額が与えられることになつたということは、ただいま仰せの通りであります。

○千葉信君 だれか、その経過等についてもっと詳しく事実を知っている人はいませんか。

○政府委員(津田実君) ただいま当時担当した者は全部かわつておりますので、その経過につきましては、記録によつて承知する以外にはないと思ひますが……。

○千葉信君 そうするとあなたに対して質問するのは少し酷だけれども、やはり問題がありますから、質問しなければならぬと思ひますが、裁判官なり検察官の報酬、俸給の問題を審議するにあつて、私は今の点がかなり重要なウエイトを持つていて、内容としてはかなり重要だと思ひます。ですから、いやおうなしに触れざるを得ませんけれども、あなたなり、これは法務大臣に御答弁願つた方がよいと思ひますが、今の公務員法ないしは給与法上、四十八時間という制限をこえて勤務をさせることのできる法律の建前になつてはいるかどうか、その点をどういふふうりに判断しておられるか。あなたに答弁が無理なら、これは大臣からでも御答弁願つた方がよいと思ひます。

○政府委員(津田実君) 御承知のように一般職の職員の給与法の第十四条三項、この規定がございます。これによつ

てきような場合に人事院の承認を得て行なうということが考えられるわけでありませぬ。法制的にはそういう例外があるということが考えられるわけだ。

○千葉信君 あなたの取り上げられた給与法上の第十四条三項というのは、正確な解釈というのは、勤務時間の延長ですね。制限の四十八時間をこえて勤務させることのできる者というものは、全く特殊な勤務を必要とする条件の場合、普通の状態では勤務できない。具体的に言えば窓口の、国民というか、公衆というか、利用者に絶えず接触しなければならぬ者あるいはまた夜間も連続して勤務をしなければならぬために交代勤務の制度をとっておる、そういう勤務をしておる職員の場合、制限の勤務時間をこえて勤務させておる職種の場合、その場合には、あなたの言われた第十四条の第三項にもある通り「勤務時間が俸給算定の基礎となつてゐる職員」の場合、厳格にこれは規定されている。その中に検察事務官が入るといふ判断は、これはノー・ブローズの法律解釈である。ブローズをはいない解釈じゃありませんか。検察事務官の場合にそういう職種だといふ判断をする根拠があるのですか。

○政府委員(津田実君) この問題は、直接私の本来の所管事項でございませぬので、その意味においてお聞き取り願いたいと思ひます。一応私も検討いたしております。この十四条は、まさに御指摘の通り検察事務官の俸給につきまして、御承知のように公安職俸給表であります。そこで、公安職俸給表によりまして、現在は調整という形

の実質を受けておる。問題は調整でございましてからこれはまた十條の關係になります。そういう意味での調整と考へておられます。なるほど検察事務官の職種はそれに当たるかどうかということにつきましては、むしろ御意見もございましては、いろいろ人事院の解釈もございませぬ。極端に論ずれば、この世の中に生きていて交代ができないという勤務時間に限るといふことも、厳格に考へればできるわけでありませぬ。しかしながら、従来の解釈であれば、人事院の解釈はそこまでいいない、人をふやせば幾らでも勤務時間ができるという前提はむしろ考えまして、相当合理的な範囲において勤務時間が一応できるという人事院は解釈をとっておりませぬので、私もその解釈はとるべきものだとおもうに考へておられます。

○千葉信君 その俸給をどうしたか、それは公安職俸給表のどこでやるか、ないしはまた調整額をどのくらい出したか等の問題は、私はここでは問題にする必要はないと思ひます。問題は、あなたはさぶる不明確な答弁をされましたが、この十四条の三項から、勤務時間を延長するといふ解釈が出てくるかどうか、この点が問題だと思ひます。実は、これは単に検察庁の問題だけではないに、他の方にもこれが飛び火をしておる。そういう弊害の起こつた關係といふのは、検察庁の、つまり法務省所管のところでそういう弊害の発端を作つた。これはあなたの答弁で、人事院の方で拡大解釈がどのようにされておるかといふことについ

ては、あなたもその点は御承知ないよらうだが、必要とあらば私は適當な機会に人事院とあなたと一緒の席に、当委員会に来てもらつて私は質疑をする用意があります。しかし、ここで一本くぎをさしておきたいことは、こういう法律の拡大解釈といふことは、非常に想像すべからざる弊害を他に及ぼすおそれがある。この点については特に法務省として厳格な法律解釈の仕方をしてもらわないと困ると思ひます。

話に戻りますけれども、きのうの大蔵省設置法と法務省設置法の關係で、給与改定の担当大臣の問題、法務省設置法にある司法制度であるとか、法務に關する事項などというところに給与改定の問題を拡大解釈しておるのも、私はやっぱり将来弊害を持つものだから、それで究明をしたわけですよ。おそろくあなたも解釈としてはそういう拡大解釈を法務省設置法のあの条文にとられたに違ひないと思ひます。私は法律の解釈の拡大といふことは、非常に危険だといふ点で、特に労働基準法に反している事実が起つたその結果として、この点は相当執拗に究明しなければならぬ点だと思ひます。あなたにこれ以上この十四条の三項の問題について答弁をしろといつても、この席上では少し酷です。私に席を改めることにして、この際、大臣にお尋ねをしておきたいことは、大臣はどう考へますか。今の質疑応答をお聞きになつて、検察庁には最高の、世界でこの国でもやつていない四十八時間以上の勤務時間を法務省所管の官庁でやらしている。しかもそれは今ここであなたにその法律の条文を調べてもらいた

いとか、解釈してもらいたたいといふことは言ひませんが、おおよそ話を聞いていて、あなたはそういうことが行なわれておる状態に対して、これを改善するおつもりか、法務大臣としてこれをこのまま放つておくつもりか、大臣の所信をここで承つておきたい。

○國務大臣(植木庚子郎君) 検察官等の勤務時間と給与の關係からの御質問でございませぬが、私の考えを一応申し述べさせていただきます。

私もかつてはいわゆる旧憲法時代の公務員をしておりました關係で、その時分の制度と今とすつかり変わつていふことは承知しております。しかし、その変わり方がどんなふうになつていふかといふことについては、実ははなはだまだ研究も足りませぬし、実情も知らないであります。私どもの官吏であつた時分には、不特定大量の勤務に全身全霊を傾けてやらなければならぬといふことになつておりました。しかし、これが新憲法になりましたから、そういうような制度はよろしくないと、やはりそれぞれ法律その他關係法令をこしらえて、そうして公務員の当然の義務は義務としてはっきり規定をして、そうしてたとえは十四条の本文にもありますような四十八時間という制限を置けば、それをこえて勤務をさせる場合には、それに相応したような給与制度をこしらへるとか、報酬を与へるといふことになければならぬといふ新しい法律の精神は、私は非常に進んだ人権尊重のよい制度だと思つております。ただ、考えなければならぬのではないかと思ひますのは、こういう時代になつて参りましたも、それぞれ、今も御意見の中にもありました

ように、職務の性質に応じてやはり違いがある。その職務の性質に応じてその違いがある場合に、どの程度のものといふわけの例外的な特別勤務の義務を課するかどうかといふ問題があるだろうと思ひます。その職務の性質をどういふふうに判断するかということが、当該職務の実態々々に応じて非常に違ふらうと思ひます。それだけに、直ちに今仰せのような第三項は、たとえは検察官の場合には該当しないのだという御意見でございませぬが、私もその点研究はいたしませんけれども、直ちにその検察官等の職務がこれに入らないのだという断定が当たるかどうかについては、私も古い前の時代から考えますと、やや疑問があるはせぬかといふ私個人の見解はいたすのであります。

つきましては、こういう問題についてなお研究をしてみたい。ことに今根本的な考え方の方の新制度は、従来の制度に比べて人権を尊重するよい制度であるといふことには全く私も同感でございませぬ。

○千葉信君 私の申し上げたのは、検察官ではなくて検察事務官の關係です。検察事務官の場合と若干違ふと思ひます。検察官にその勤務時間を延長する場合、人事院の承認を求めらるることになつていますが、その求める場合の職種の關係については、十四条の三項といふのは一定のワケをかなり厳格にかけているわけですから、そんなに検討に時日を要しない問題ですから、私は一つ大臣に、いつまでも延ばしておいて研究中、研究中といふことでなく、今度お目にかかるときには明確にその点についての大臣の方針を聞いて、食らいつ

ては、あなたもその点は御承知ないよらうだが、必要とあらば私は適當な機会に人事院とあなたと一緒の席に、当委員会に来てもらつて私は質疑をする用意があります。しかし、ここで一本くぎをさしておきたいことは、こういう法律の拡大解釈といふことは、非常に想像すべからざる弊害を他に及ぼすおそれがある。この点については特に法務省として厳格な法律解釈の仕方をしてもらわないと困ると思ひます。

私もかつてはいわゆる旧憲法時代の公務員をしておりました關係で、その時分の制度と今とすつかり変わつていふことは承知しております。しかし、その変わり方がどんなふうになつていふかといふことについては、実ははなはだまだ研究も足りませぬし、実情も知らないであります。私どもの官吏であつた時分には、不特定大量の勤務に全身全霊を傾けてやらなければならぬといふことになつておりました。しかし、これが新憲法になりましたから、そういうような制度はよろしくないと、やはりそれぞれ法律その他關係法令をこしらえて、そうして公務員の当然の義務は義務としてはっきり規定をして、そうしてたとえは十四条の本文にもありますような四十八時間という制限を置けば、それをこえて勤務をさせる場合には、それに相応したような給与制度をこしらへるとか、報酬を与へるといふことになければならぬといふ新しい法律の精神は、私は非常に進んだ人権尊重のよい制度だと思つております。ただ、考えなければならぬのではないかと思ひますのは、こういう時代になつて参りましたも、それぞれ、今も御意見の中にもありました

ように、職務の性質に応じてやはり違いがある。その職務の性質に応じてその違いがある場合に、どの程度のものといふわけの例外的な特別勤務の義務を課するかどうかといふ問題があるだろうと思ひます。その職務の性質をどういふふうに判断するかということが、当該職務の実態々々に応じて非常に違ふらうと思ひます。それだけに、直ちに今仰せのような第三項は、たとえは検察官の場合には該当しないのだという御意見でございませぬが、私もその点研究はいたしませんけれども、直ちにその検察官等の職務がこれに入らないのだという断定が当たるかどうかについては、私も古い前の時代から考えますと、やや疑問があるはせぬかといふ私個人の見解はいたすのであります。

つきましては、こういう問題についてなお研究をしてみたい。ことに今根本的な考え方の方の新制度は、従来の制度に比べて人権を尊重するよい制度であるといふことには全く私も同感でございませぬ。

○千葉信君 私の申し上げたのは、検察官ではなくて検察事務官の關係です。検察事務官の場合と若干違ふと思ひます。検察官にその勤務時間を延長する場合、人事院の承認を求めらるることになつていますが、その求める場合の職種の關係については、十四条の三項といふのは一定のワケをかなり厳格にかけているわけですから、そんなに検討に時日を要しない問題ですから、私は一つ大臣に、いつまでも延ばしておいて研究中、研究中といふことでなく、今度お目にかかるときには明確にその点についての大臣の方針を聞いて、食らいつ

必要があれば私は食らいつくつもり
ですから、一つ性根を据えて大臣に研
究してきてもらいたい。これ大臣に
お約束していただいて私は一応質問を
終わります。

○国務大臣(植木庚子郎君) たいだ
私の発言中、検察官と申しましたと
ころを検察事務官と御訂正をお願いし
たいと思います。

それからたいだいま最後に御要望の点
につきましては、研究をいたしまして
お答えに当たりたいと思っております。

○千葉信君 最高裁の方へお伺いした
いと思うのですが、これまた若干給与
の問題に関係をもちますのでお尋ねす
るんですが、この法務委員会では従来
しよつちゅう問題になりました問題
に、書記官補の処遇の問題がございま
す。現在の書記官補の中には、書記官
とほとんど変わらないような状態の諸
君がたくさんおります。仕事の内容に
つきましては勤務の態様につきまして
も同様ですが、そういう、たしか二千
八百人をこえる書記官補の諸君の待遇
改善というか、書記官への昇格の問題
について、最高裁当局としては、かな
り真剣にお考えになっておると聞きま
したが、現在これに関連して予算の折
衝が行なわれているようでありませ
んが、最終的には最高裁としてはこの問
題を具体的にどういうふうにお考え
になっておられるか、その点を承らし
ていただきたいと思います。

○最高裁判所長官代理者(内藤頼博
君) 書記官補の書記官昇任につしま
しては、年々私どももいたしましても
できるだけ努力をいたしておるわけ
でございます。来年度の予算要求に

おきまして、その点の書記官の増員
ないし組みかえの要求を出しておりま
す。あとの点につきましては、守田人
事局長から御説明申し上げます。

○最高裁判所長官代理者(守田直君)

先ほど千葉委員から代行書記官が二千
八百名いるというお話でございまし
たが、その後研修等で任官させました
ので、大体今は二千二百五十一名ほど
になっております。この代行書記官と
いいますのは、書記官補で書記官の職
務を扱うように指命されておるもので
ございまして、先般の国会で御審議を
いただいた法案として成立しました判
例、法例その他調査事務だけはいたし
ていないわけでございます。しかしな
がら、この代行書記官も相当の年限に
なつておるものがございまして、大
体昇任させる方法といたしましては、
書記官研修所養成部で大体年に五百十
人ずつ、それから書記官昇任試験で、
これは研修所なんか家庭の事情等で
入れないものについては二百名くら
い、それから経験の比較的長い人につ
きましては、約二カ月ばかりの特別の
研修をいたしまして、約四百五十名、
大体八百名程度を年間にそれぞれ書記
官に昇任さしていく方針をとつてお
るわけでございます。そこで、今最高裁
判所といたしましては二千二百五十一
人を漸次書記官にいたすために、三年
計画でこれを實現する予定でおるわけ
でございます。まず、昭和三十六年度に
おきましては約八百名、三十七年度に
おいては八百名、三十八年度は約七百
名ばかり、これで大体終わる予定でご
ざいます。そこで、その研修によつて
あるいは試験によりまして、すみやか
に書記官に昇任さしていくためには、

書記官の定員というものをどうしても
とらなければなりません。そこで本年
度、予算にいたしまして千五百名の組
みかえを要求いたしておるわけござ
います。千五百名といふのは、うち
約七百名ばかりが事務官です。書記
官の資格を持っておる者がおるま
す。その切りかえに必要でありませ
ん。それからその残りがいわゆる昭和
三十六年度におきまして書記官に昇任
さしていく数に当たるわけでありま
す。それが千五百名の組みかえになる
わけでございます。そのほか八大都市
におきましては、非常に事件が渋滞い
たしておりますので、裁判官の増員を
要求いたしておるわけでございます。
が、そのみならず、交通事件その他
非常に繁忙な所がございまして、合
わせまして新たに二百十八名の書記官
の増員を要求しておるのでございま
す。これらの全部ということはいけな
くても、大部分の要求がいられませ
んならば、代行書記官の解消というこ
とは十分實現できるというふうに考
えております。

○千葉信君 最高裁の方には、かなり
質問しなければならぬし、究明も
しなければならぬ問題がたくさんあ
る。たとえば、この前の国会で与党の
単独審議で通過した書記官の職務権限
の拡大の問題と、この法律の成立に
伴つて勤務時間の延長の措置が最高裁
としてはとられておりますが、この点
については、私どもは機会をあらため
てこれに対する対策をもつて当委員会
において審議をするなり、あるいは
またその他の方法をとらなければなら

ないと考えております。今の書記官補
の昇格の問題については、私は実情を
見ますと、相当最高裁としては本腰を
入れてやらなければならぬ問題だと
にらんでおります。しかし、きょうの
委員会は、会期の問題、審議中の問題
でもありますので、その質問等につ
いては次の機会に譲ることにして、保留
をして、私の質問はこれで終わら
す。

○委員長(松村秀逸君) この際、委員
の異動について御報告申し上げます。
本日付、林田正治君辞任、山本杉君
選任。
以上であります。

○高田なほ子君 時間もありませんか
ら、一問だけ何わせておいていただ
きたいのですが、これは法務大臣にお
伺いしておきたい。
第一点は、裁判官優位の原則とい
うものが先ほど調査部長からだんだん御
説明をいただきましたが、これは次第
にくずれてきています。このことは、
今度の給与改定の先ほどから千葉委員
の質問によつてもいろいろ明らかにさ
れているのでありますが、なお私とし
ては確かめておかなければならぬと思
うので質問するわけですが、当時この
第二国会で裁判官の待遇の問題につ
いて議論がありましたら、先ほど調査部
長の説明のように、明らかに憲法上他
の一般行政職よりも優位である、この
原則は強く確認されたわけですが、当
時の速記録を見ますと、最高裁長官の報
酬は総理大臣と同額でなければならぬ

い。総理大臣と同額です。それから最
高裁の判事は国務大臣と同額でなけ
ればならない。それから判事の一番低
者は、これは各省事務官のクラスに
給以上のものでなければならぬ。こ
ういふような厳密の議論があつたわけ
です。当時そのような認識のもとに充
足をしたわけですが、先ほどの調査部
長の御説明のように、だんだんとこの
原則がくずれて、この裁判官優位の原
則はついに途中からくずれていつてし
まった。一般行政職の方よりも裁判
官の方の方がたつと落ちてしまつた
時代があつた。落ちてしまつた。そ
れは一般の行政官に対して管理職手
当というものがつた。管理職手当が
つきましたから、ここで裁判官の待遇とい
うものは非常に落ちてつちやつた。そ
こでびつくりして裁判官に管理職手
当といふものを加えてよりやく
落つたものを回復することに成功
した。しかし本俸においては依然として
他の一般職よりも裁判官は下になつて
いる。それをカバーするために管理職
手当といふものをつけてこれを回復さ
せたといふような、実に惨たんたる時
代があつた。そういう時代から紆余曲
折を経ながら今日にたどりついて、調
査部長の御説明によると、昨年の給与
改定に際して検察官と裁判官の報酬
給与の改定に際してよりやく検事より
も少し上回つたといふさつき御説明が
ありました。なるほど判事は特別号俸
で八万円という給与がきめられました
から、検事よりはこれはちよつと一段
上回つていふように見えるのです。確
かに上回つていふように思ふ。しかしその
ときに三者協定といふものを結んで、
六十三歳以上の者でなければこの特別

給与八万円というのは裁判官でももらえない。ところが、検察の方は六十三才以上というものが少ないのです。だから実際においては裁判官優位の原則というものは、調査部長の御説明のように買かれていないということをお私たちがこの委員会でも指摘したはずなんです。ですから、もつとごきつぱらに言わせてもらえば、今度の給与改定に際して最高裁長官は総理大臣と同額の二十五万円、今度二十五万円になるのですか、上がるのですか、それくらいは給与の増額というものは当然あるべきものだと実は私思っておつた。ところがそうでないですね。依然としてかつての原則というものはそのまま残って、若干の毛の生えたようなことになつてゐる。そこで私は質問の一番重点に考えたいことは、一体この裁判官というものに管理職手当というものがあつていいものか、私はいまはこんなにかげた制度というものはあるべきものじゃないと思ふ。大臣は管理職手当の性格というものをどうお考えになつてゐるかわかりませんが、事それほどの司法権の確立という問題について、因自体が重要に考へるならば、単に劣位になつた回復の手段としてつけられた管理職手当というものを、今度さらに大幅に管理職手当をふやしていくというふうな考へ方については、私は納得がいけない。だからこの裁判官優位の原則をどういうふうな保とうとするのか。今後管理職手当というものをますます幅をふやして、これをもいつまでも温存させて、そういう曲つたような形をいこうとするのか。この点が一つです。

第二点は、司法権の確立と予算という問題は切り離すことができません。しかし、つらつら考へてみると、司法権確立のために使われる国家予算はどのくらいあるか。大体百分の一にすぎない。国家財政の百分の一。これでは私は司法権確立のために必ずしも優位の原則というものが保たれておらないように思ふ。特に新憲法のもとにこの一人々々の方がみずから人権に目ざめれば、おのずから係争事件というものにはふえてくる。新憲法のもとにおける司法権の確立のためには、何としても予算というものが考慮せられていかなければならないと思ふので、ですから従来の慣行ではないかと思ふ。新憲法のもとにおける人権に目ざめた人たちが、これを守るために起こる各般の状態というものを勘案されて、一つ大臣に本腰を入れていただいて、ほんとうに司法権確立のために予算をどうするか、こういうふうな問題について、私は率直な一つ御意見を伺いたいと思ひます。

この二点です。
○国務大臣(植木庚子郎君) ただいま御質問の第一点の裁判官優位の原則から、裁判官の給与については十二分の用意を重ねにやならぬ。ことに第二回国会のとき以来、いろいろ審議の経過もあるじゃないかという御質問は、全くその通りに承ります。そうして、この問題についての今後の方針等につきまして、その原則を尊重いたしまして、そうしてその実現を期して参るといふことが必要であると思ひます。今回の給与改善にあたりまして、俸給といたしましては最高裁長官の俸給は総理の俸給と同額ということになつておられます。

また管理職手当の問題につきましては、これは現在一般公務員あるいは特別職の公務員を通じてのこつた制度の本来の趣旨は、これまたそれぞれ特別な管理職という職務柄、当然それに報いるべき給与を与へることはやむを得ない措置である。従つて、その特殊の管理職の職務の内容のいかんによつて、それぞれ現在もまきまつておることとは思ひますが、やはりこれまたその当該管理職の内容、事務内容のいかんによつて、あるいは一律につけるようなやり方よりも、それぞれ差等があつてもいいじゃないかというふうなことも、私見としては考へますが、私まだ現在の制度がどんな程度になつておるか、全部一律なのか、それとも若干の差があるのか知りませんが、私見としては、私はそれぞれ当該職務内容に応じて考へていくのが筋ではないか、かように考へていく次第であります。従つて、今後ともこの問題等について研究もいたして参りたいと、かように存する次第でございます。

それから第二番目の問題等については、これは申すまでもございませぬ。今後とも一そうわれわれ局に当たる者として注意をして参ろう、こう思つておる次第でございます。

○高田なほ子君 大臣から率直なお答ををいたしてあります。さういふお話を申して、やうと安心したと思つたら、また大臣がおかわりになつてしまふ。それからまた研究なさるうちにまた大臣がおかわりになつてしまつて、大へん私どもも心もなない気がします。しかし、重ねて、くだいようですけれども、現在のこの各省の事務次官クラスというのは、大学を卒業して二十五年あるいは二十六年くらいでちやんと事務次官になつておる。そのうち、この人たちの俸給というものは、今の最高裁長官と全く同じです。自動車を使い、大したものです。ところが最高裁の長官になると、まさか大学を卒業して二十四年や二十五年では、決して長官にはならないわけですね。学歴や経験の面から見ても、待遇の面から見ても、依然として裁判官優位の原則というものは、遺憾ながらくずれてゐる。そのくずれてゐるのを、やむなく、ある意味では管理職手当というよりなへんばなもので糊塗しようとする。そのくずれた手前は、これは私はよほど考へておいたがなかなかならない。こゝういう主張をしてゐるわけですね。どうか決して裁判官は今優位の原則に立つておらない、こゝういふことを御認識いただきまして、どうか一つ御在任中にこの願いが実現できるように御努力のほどをお願い申し上げます、時間がありませんので、一点だけで終わります。

○委員長(松村秀逸君) ほかに御質疑はございませんか。

○委員(松村秀逸君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(松村秀逸君) ほかに御発言もなければ、これにて質疑は尽きたるものと認めて御異議ございませんか。

○委員(松村秀逸君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(松村秀逸君) 御異議ないものと認めます。

これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

○千葉信君 私はこの法律案に反対をいたします。

反対の理由の第一点は、根拠法たる一般職の職員の給与改定に関する問題が、本来の勧告を尊重するという表看板になつていながら、実際上は明示した実施の時期をずらして実施をしてゐる。従つて、その問題が波及して裁判官、検事の場合にも同様の実施の時期となつたことは、私どもこれは了承できません。

それからもう一つの点は、質疑応答を通じて若干明らかになりましたけれども、憲法上保障されてゐる裁判官の優位の原則がくずれて、しかも今回の給与改定にあつてもこの点の是正の措置がとられておりません。本来、私は従来の経過等から見ても、裁判官と検察官との間に給与の格差があつてしかるべきだといふ意見でございませぬ。それが、今回単に従来の俸給を人事院の勧告の線に沿つてスライドしたにすぎないという解決の仕方は、私は最終解決としてはどうしても了承できない。こゝういふ二点から私はこの法案に反対いたします。

○委員長(松村秀逸君) ほかに御意見はございませんか。

○井川伊平君 私は自由民主党を代表して、ただいま議題となりました裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案に対し、政府原案に賛成の意見を申し述べます。

右の二法案は、先般の人事院勧告の趣旨に沿いまして、一般の政府職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案及び特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案が、すでに本国会に提案せられましたこととありまして、裁判官及び検察官につきましても、一般の政府職員の例に準じてその給与を改善しようとするものでありまして、適正妥当な改正措置と認められる次第でありますので、賛成する次第であります。

○委員長(松村秀逸君) ほかに御意見ありませんか。——ほかに御意見もなければ、これにて討論は終局したものと認め、御異議ございませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(松村秀逸君) 御異議ないものと認めます。
これより採決に入ります。裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案並びに検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案を一括して問題に供します。
本二案を原案通り可決することに賛成の方の挙手を願います。

○委員長(松村秀逸君) 多数でございます。よって裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案並びに検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案は、多数をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。
なお、諸般の手續等につきましても、先例により、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(松村秀逸君) 次に、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案を議題に供します。
本件に關しては衆議院から池田法務委員長、法務省から植木法務大臣、古川政務次官、津田法制調査部長、最高裁から内藤事務次長、守田人事局長、長井総務局第一課長、牧給与課長の諸君が出席しておられます。
まず法律案の御説明を願います。

○衆議院議員(池田清志君) ただいま議題となりました裁判所職員定員法の一部を改正する法律案について提案の趣旨を御説明いたします。
本案の趣旨は、定員外職員の定数の一部を裁判所職員定員法による裁判所職員の員数に組み入れることとしたものであります。従来裁判所におきましては二月以内の期間を定めて雇用される定員外の常勤職員が相当数勤務しておるのであります。これら職員の中には、その従事する職務の内容その他の点について定員内の職員と異なる点の差を認めたいものがあるにもかかわらず、これらはすべて裁判所職員定員法による定員の外に置かれておるのであります。今国会において行政機関職員定員法の一部を改正する法律案が政府より提出せられ、その審議に際し、定員外職員の定員化を行なうこととなりましたことは御承知の通りであります。よって、これに対応して、定員外職員の定数の一部を裁判所職員定員法による裁判所職員の員数に組み入れることが適当と考えられますので、本案においては裁判所の職員

の員数を二十六人増加することとしたものであります。
以上が裁判所職員定員法の一部を改正する法律案の趣旨であります。
何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(松村秀逸君) ほかに御意見ありませんか。——ほかに御意見もなければ、これにて討論は終局したものと認め、御異議ございませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり

の員数を二十六人増加することとしたものであります。
以上が裁判所職員定員法の一部を改正する法律案の趣旨であります。
何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(松村秀逸君) ただいまの御説明に補足することがあればお願いいたします。ございませんか。——以上をもつて提案理由の説明は終わりました。
これより本件に対する質疑に入りま

す。御質疑のある方は、順次御発言を願います。
○千葉健君 この法律案に關連して最高裁の方へお尋ねしたいと思うのですが、この法律が成立しますと、職員定員が若干ふえることになり、定員外の職員を定員外に置かず、定員内の職員に組み入れること、できるだけ早く定員内職員に組みかえることをこの法律は内容としております。実際上の最高裁の仕事の取り運びにあたって、この定員外の職員をほとんど全部はこの定員内の職員に組み入れること、つまり他から職員を持ってきて定員内の職員として勤務させたりすることをやめて、現存する定員外の職員を優先的に定員内に組み入れる、こういう措置をとることを最高裁の方からお約束いただけますか。

○最高裁判所長官(内藤頼博君) 定員内の職員の任命につきましては、いずれも選挙を経ることにはなっておりませんが、ただいまの千葉委員の御発言のような御趣旨において処置したいと存じます。

○委員長(松村秀逸君) 速記をやめて。
〔速記中止〕
○委員長(松村秀逸君) 速記を始め

ほかに御質疑はございませんか。
○高田なほ子君 一、二点だけちょっと裁判所の方に伺いたいと思います。大へんこれは衆議院の方のお骨折りで裁判所もふえて、私ほけつこうだと思っております。衆議院の御努力がありがうございまして。
この裁判所の書記官の資格を持つておるものでも、今日裁判所の方では事務官のままになっておる人があります。この資格者の待遇は、書記官とどういう待遇上の違いがあるのか。そういう事務官になっておる人は何人いるのか、もし待遇上の開きがあるとするならば、それをどういうふうにするのか、この点が一つ。
もし資料がなければ、待遇上の違いだけ、あるならあるとおっしゃって下さい。

○最高裁判所長官(内藤頼博君) ただいまの御質問でございますが、員数につきましては、ちょっと手元に資料がございませんので、待遇の面を申し上げますと、書記官の資格のある事務官は八割の号俸調整、書記官になりますと一六割の号俸調整、その間に八割の差があります。
○高田なほ子君 書記官の資格を持つておる方が、仕事の都合上やむを得ず事務官というふうになった場合に、今言うように、片方は八割、片方は一〇何割という開きというものは、非常に私には不当だと思うのです。将来これを何かの形で調整なさる意思がありますか。

○最高裁判所長官(内藤頼博君) 一、二点だけちょっと御意見と存じますが、事務官、裁判所書記官、それぞれ職務内容を異にしておりますので、ただちに今申せないとは存じますが、今後裁判所といたしましては、書記官の増員の必要がございますので、その方への定員の組みかえによりまして、そういう資格のある事務官もやはり書記官の方へ組みかえて、そういう不合理のないようにいたしたいと考えております。
○高田なほ子君 先ほど書記官等の定員の増加の計画、三年計画ということですが、今お話を承ったのですが、つい前の国会で欠員になっておる、四百四十名現在欠員になっておる、こういうわけで、今度の予算では百五十二人の書記官の増員が認められておるわけですね。その不足分を、いわゆる代行書記官が補っているという今形になっておるのではないかと存じますが、そうですか。
○最高裁判所長官(内藤頼博君) 代行書記官の数は、書記官の欠員と、それからさらにそれ以上にあるわけでございます。従いまして、来年度の予算から、書記官への組みかえなし増員の要求を出しておるわけでございます。
○高田なほ子君 そうじゃなくて、書記官の欠員が、この間の国会で六百十四名欠員があると、こう言われた。それじゃ仕事はオーバーストップしてやりきれないじゃないかということに対して、代行書記官というものの制度がこの仕事をカバーしていくのだと、

こういふふうにお話があったわけですね。ですから、そういうふうにも、今でも書記官の欠員というものを代行書記官がカバーして、書記官と全く同じ内容の仕事をしているのですかと、こう聞いているのです。

○最高裁判所長官代理者(内藤頼博君) 書記官の欠員の分は、御指摘のように代行書記官によってカバーして行くわけでございます。しかしながら、職務の内容につきましては、先般の書記官の職務権限の改正によりまして、法律に關する調査事務につきましては書記官だけがこなしているわけでございます。

○高田なほ子君 今度の給与改定では、大体ほとんど中は同じ仕事をしてるのに、従来では書記官が八割、書記官補は四割という給与上の開きがあったようですが、今度の給与改定で、書記官は一六割、今度は代行書記官は四割という開きが、うんと開いてきたように私承知してはいますけれども、そういう開きを、同じ仕事をしているならば、そんなに開かないように、もう少しこれを代行書記官の方は上げて調整をする必要が私はあると思うのです。若い人に不満を持たせちゃいけないと思う。そういうような調整問題何か考えておられますか。

○最高裁判所長官代理者(内藤頼博君) 号俸調整のパーセンテージにつきましては、従来通りでございます。従いましてそのパーセンテージに変更がないために、ただいま御指摘のように金額の差というものは生ずると存じますが、そういう矛盾は、今後書記官への組みかえによって解決して参りたいと思えます。

○高田なほ子君 そうすると確認したこと、今までは四割の開きがあったわけだが、今度は実質的に調整をして、その四割という開きを広げないようにするかと、こういうふうにおっしゃるのですか。今度は給与改定で開くんですよ。書記官と代行書記官との待遇というものは、うんと開いてくる。今までは書記官が上だったから、その開きが大人しく開いてくるから、同じ仕事をしておるものなら、代行書記官の待遇というものは何らかの形で調整しなければならぬじゃないでしょうか。こういうわけですか。

○最高裁判所長官代理者(内藤頼博君) 今度の給与改定には、そういうパーセンテージの違いがあります。これは御指摘の通りでございますが、私もいたしましては、この代行書記官の制度は、法律にもございまして、よって、その解消の努力をすることにしたいと思っております。

○高田なほ子君 今度法律でもって増員になる二十六名ですね。二十六名増員になるでしょう。その二十六名は、この臨時的に採用している人で、これを本採用にして、その二十六名を臨時の補充にするという採用の仕方をなさるわけですか。

○最高裁判所長官代理者(内藤頼博君) この増員につきましては、定員内職員の任命について選考という手続を経ますけれども、従来の職員がそのまま定員内に繰り入れられるように措置したいと考えておるわけでございます。

○高田なほ子君 どうもはつきりしません。時間がせきたたられておられますから。これは非常に疑問ですから、これはまたこの次に譲ります。

それからもう一点。これは緊急の問題として尋ねたいのですが、裁判所の書記官の研修、これの拡充というものは、従来私も大へん皆さんに努力していただきたいという事で、特別研修の制度も設けられた。このことは、けつこうだと思ふのですが、聞くところによると、この書記官の研修所の施設を拡充するのはけつこうですが、現在の研修所、これが本郷、九段、ここにあるようですが、この従来ある研修所、大へん安い値段で行政財産の利用を別な方に切りかえるというふうな動きが内部にあるようなふう聞いております。一説によれば、某々が十五億とか二十億というふうな巨額な金額で研修所をほかに移すというふうなことも聞いておる。こういうふうなことは、やむを得ないか。研修所がなくなると、ちやうどやありませんか、そういうことをやったら。

○最高裁判所長官代理者(内藤頼博君) 書記官の研修所は、ただいまお話のございましたように、本郷の分室に置いております。その本郷の土地を処分するという話と存じますが、この財産の処分等の行為につきましては、大蔵省が当たっているわけでございます。お話のような不当の値によるというふうなことは、私も存じておりませんが、これは大蔵省の方の關係になっております。それから書記官研修所といたしましては、もしそれが処分になれば、当然書記官研修所が建てられるわけでございます。

大蔵省の当局におきましても債務負担行為の措置によりまして差しつかえないようにするよう承っております。

○高田なほ子君 最高裁はもつとしっかりして下さいね。せつかくああいいうい場所には研修所がないが、たとえそれは大蔵省の所管であっても、地価はあそこは二十億くらいするそうです。それを七億や九億でとほりもなしに譲渡するなんていうことは、ほんでもないことですよ。研修所の拡充というなら、やっぱりその土地を便利な所へ確保しておいて、やっぱりやっぱりがらばってやらなければ困ります。一つ大蔵省とひざ突き合わせて、もう少しがらばって下さいよ。——がらばっていただけませんか。

○最高裁判所長官代理者(内藤頼博君) 書記官研修所の拡充につきましては、私も存じております。高田なほ子君 これもあとで伺いますが、もう一つこれは定員の問題にどうもなっております。一説によれば、これを統合するよりなうわさを聞くのです。これは容易ならざる、憲法上非常に私は疑問が残ると思ふ。やたらに統合するということ、これは私はゆゆしい問題だと思ふ。そういうことをお考えになっておられますか。

○最高裁判所長官代理者(内藤頼博君) 現在裁判官の置かれておられるのは、地方裁判所の乙号支部、それから簡易裁判所の中にあるわけでございます。現在は、これはそういう裁判

所につきましては本庁から、あるいは甲号支部から出張いたしまして裁判の事務に当たっております。私どももいたしましては、裁判官の充員、増員ということが大へん困難なことではございますけれども、増員によりまして、そういうことのないようにいたしたいと思っております。

○高田なほ子君 最後に私は声を大にして法務大臣にお願いをしながら、今地方裁判所、あるいは家庭裁判所の甲号支部、乙号支部と簡易裁判所、裁判官のいない裁判所、そういうような所でも、先ほど申し上げたように、人権に目ざめた場合には、やっぱり係争というものが起り得るので、土地の問題、財産の問題……裁判官のおらない裁判所というものは、これは不思議なものですけれども、当初甲号支部、乙号支部というのを作つたのは、やはり人権を守るという建前から、憲法を守るという建前から、そういう配置がされてある。それで裁判官の増員がされない。先般も最高裁の横田長官が嘆いていわけです、裁判官の増員というものは明治二十六年から今日まで千三百人しかふえていない、前代未聞のことだといつて嘆いておられました。そういうわけだから今度は統合しようという、裁判官はふやさないから仕事もできない、書記官は定員が足りないから補充期間もだめだ、こうなつてくると、めんどうくさいから、それじゃ統合しようということになつて、多分前年度も簡易裁判所の判事を三十人も削つた、私はこれは声を大にして怒つたところです。この統合という問題は、非常に私は重大な問題だと思ふ。どうか一つこの統合という

問題については、定員が足りないからというより、そんな簡単な理由で適合するよりよいな案はかなことをしないでほしい。大臣、一つこの問題はどうか研究していただきたい。そうして梅毒にばんそうこうを張って直すよりよくなことをやらないで、もっとやっぱり根本的なところに取組んで、一人権の確立のためにどうかがんばっていただきたい。この方針について、一つ、まあ御就任後間もないのでお尋ねしてもいかがかと思いつけども、いかがなものでしょうか、私の考え方は正しいでしょうか、正しくございませんでしょうか、その点だけ何々でございます。

○国務大臣(植木庚子郎君) たいだいま高田委員のお述べになりました裁判官のいない裁判所、もう仰せになるまでもなく、まことに姿の悪いものでございまして、この問題につきましては、今後予算編成等の際に極力努力をいたしまして、そうして御趣旨に沿うように極力進んで参りたい、私も全く同感の感じがいたします。

○委員長(松村秀逸君) ほかにございませぬか。――ほかに御発言もなければ、これにて質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。
「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(松村秀逸君) 御異議ないものと認めます。
これから討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べをいただきます。

○委員長(松村秀逸君) なおこの際、委員の異動について御報告いたします。

本日付、大森創造君辞任、竹内五郎君選任。
以上であります。

○委員長(松村秀逸君) 討論ございませぬか。――ほかに御意見もなければ、これにて討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。
「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(松村秀逸君) 御異議ないものと認めます。
これより採決に入ります。賛成の方は挙手を願います。

○委員長(松村秀逸君) 全員賛成と認めます。裁判所職員定員法の一部を改正する法律案は、原案通り可決すべきものと決定いたしました。
なお、諸般の手續等につきまして、先例により、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(松村秀逸君) 御異議ないものと認め、さよう決定いたしました。
「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(松村秀逸君) これから続いて請願を行ないたいと思つて速記をとめて。
「速記中止」

○委員長(松村秀逸君) 速記を起し請願第二号、滋賀刑務所移転促進に関する件。
請願第九十四号、岡山市南方緑地帯に岡山検察庁庁舎建設反対に関する一件。
請願第二百八号、大分地方裁判所庁舎改築促進に関する一件。

請願第二百九号、裁判所法附則第三項改正に関する件、同様の二百十号、二百十一号、二百十二号、二百十三号、二百十四号、二百十九号、二百二十号、二百二十一号、二百二十二号、二百二十三号、二百二十四号、二百五十八号、二百五十九号、二百六十号、計十五件以上を議題といたします。
速記をとめて下さい。
「速記中止」

○委員長(松村秀逸君) 速記を起し請願第二号滋賀刑務所移転促進に関する一件、請願第二百八号大分地方裁判所庁舎改築促進に関する一件、請願第二百九号裁判所法附則第三項改正に関する件外十四件は、いずれも議院の会議に以てするを要するものにして、内閣に送付するを要するものと決定して御異議ございませんか。

○委員長(松村秀逸君) 御異議ないものと認め、さよう決定いたしました。
次に、請願第九十四号岡山市南方緑地帯に岡山検察庁庁舎建設反対の請願については、意見書案を付したいと存じますので、まずこれを専門員に朗読させることにいたします。
「専門員朗読」

意見書案
右の請願は、岡山市南方緑地帯に岡山地方検察庁庁舎建設に反対であるとの願意であるが、同庁舎建設については、地元で賛否両論の意見もあることであるから慎重なる検討を要するものと解する。よって当局に

おいては、これが実施について両者の意見を十分に聴取し、適正に善処するべきものと認める。
○委員長(松村秀逸君) 以上の意見書案を付して、本請願は議院の会議に付することを要するものにして内閣に送付するを要するものと決定して差しつかえありませんか。
○千葉信君 問題のある請願でございしましたが、私はやはり若干の時間をかけて審議をする必要があると思つて、従つて、そういう条件を伴つてい

る請願については、すぐ通常国会も開かれることですから、今回の会期においては、これは委員会としても保留していただきたいと思つておりますが……
○委員長(松村秀逸君) ちょっと速記をとめて下さい。
「速記中止」

○委員長(松村秀逸君) 速記を起し本件につきましては、御異議もあるようでございますから、保留にいたしたいと思つて、御異議ありませんか。
「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(松村秀逸君) 御異議ないものと認め、さよう決定いたしました。
なお、以上十七件の請願の報告書については、これを委員長に御一任願いたいと思つて、御異議ございませんか。
「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(松村秀逸君) 御異議ないものと認め、さよう取り計らいます。

○委員長(松村秀逸君) 次に、継続調査要求に関する件についてお諮りいたします。

○委員長(松村秀逸君) 以上をもちつて本日の審議は終了いたしました。
本日はこれをもって散会いたします。
午後三時五十三分散会

○委員長(松村秀逸君) 御異議ないものと認め、さよう決定いたしました。
以上をもちつて本日の審議は終了いたしました。
本日はこれをもって散会いたします。
午後三時五十三分散会

○委員長(松村秀逸君) 御異議ないものと認め、さよう決定いたしました。
以上をもちつて本日の審議は終了いたしました。
本日はこれをもって散会いたします。
午後三時五十三分散会

○委員長(松村秀逸君) 御異議ないものと認め、さよう決定いたしました。
以上をもちつて本日の審議は終了いたしました。
本日はこれをもって散会いたします。
午後三時五十三分散会

○委員長(松村秀逸君) 御異議ないものと認め、さよう決定いたしました。
以上をもちつて本日の審議は終了いたしました。
本日はこれをもって散会いたします。
午後三時五十三分散会

○委員長(松村秀逸君) 御異議ないものと認め、さよう決定いたしました。
以上をもちつて本日の審議は終了いたしました。
本日はこれをもって散会いたします。
午後三時五十三分散会

○委員長(松村秀逸君) 御異議ないものと認め、さよう決定いたしました。
以上をもちつて本日の審議は終了いたしました。
本日はこれをもって散会いたします。
午後三時五十三分散会

○委員長(松村秀逸君) 御異議ないものと認め、さよう決定いたしました。
以上をもちつて本日の審議は終了いたしました。
本日はこれをもって散会いたします。
午後三時五十三分散会

○委員長(松村秀逸君) 御異議ないものと認め、さよう決定いたしました。
以上をもちつて本日の審議は終了いたしました。
本日はこれをもって散会いたします。
午後三時五十三分散会

○委員長(松村秀逸君) 御異議ないものと認め、さよう決定いたしました。
以上をもちつて本日の審議は終了いたしました。
本日はこれをもって散会いたします。
午後三時五十三分散会

○委員長(松村秀逸君) 御異議ないものと認め、さよう決定いたしました。
以上をもちつて本日の審議は終了いたしました。
本日はこれをもって散会いたします。
午後三時五十三分散会

○委員長(松村秀逸君) 御異議ないものと認め、さよう決定いたしました。
以上をもちつて本日の審議は終了いたしました。
本日はこれをもって散会いたします。
午後三時五十三分散会

○委員長(松村秀逸君) 御異議ないものと認め、さよう決定いたしました。
以上をもちつて本日の審議は終了いたしました。
本日はこれをもって散会いたします。
午後三時五十三分散会

○委員長(松村秀逸君) 御異議ないものと認め、さよう決定いたしました。
以上をもちつて本日の審議は終了いたしました。
本日はこれをもって散会いたします。
午後三時五十三分散会

○委員長(松村秀逸君) 御異議ないものと認め、さよう決定いたしました。
以上をもちつて本日の審議は終了いたしました。
本日はこれをもって散会いたします。
午後三時五十三分散会

検

事

一	号	一〇五、五〇〇円
二	号	一〇二、六〇〇円
三	号	九九、三〇〇円
四	号	九三、二〇〇円
五	号	八七、〇〇〇円
六	号	八〇、八〇〇円
七	号	七三、六〇〇円
八	号	七〇、五〇〇円
九	号	六一、二〇〇円
十	号	五四、五〇〇円
十一	号	四八、一〇〇円
十二	号	四三、二〇〇円
十三	号	三八、八〇〇円
十四	号	三五、六〇〇円
十五	号	三三、二〇〇円
十六	号	三〇、〇〇〇円
十七	号	二四、四〇〇円
十八	号	二三、一〇〇円

十二月十九日本委員会に左の案件を付託された。

- 一、大分地方裁判所庁舎改築促進に関する請願(第二〇八号)
- 二、裁判所法附則第三項改正に関する請願(第二〇九号)(第二一一〇号)(第二一一一号)(第二一二二号)(第二一二三号)(第二一二四号)(第二一二五号)(第二一二六号)

第二〇八号 昭和三十五年十二月十日受理

大分地方裁判所庁舎改築促進に関する請願

大分県竹田市竹田小 松善治郎外二十二名

大分地方裁判所庁舎は、終戦直後国費と県民の寄付金によつて旧軍の建物を解体した古材を使用して建築された急場しのぎのバラック建であるため、既にその全体がいちじるしく老朽し、本

館階上の廊下を歩くにゆらゆらゆれるような状況であり、その上今日では狭あいとなり、多数の裁判所関係者に多大の不便を与えている状況であるから、すみやかに大分地方裁判所庁舎を改築せられたいとの請願。

第二〇九号 昭和三十五年十二月十日受理

裁判所法附則第三項改正に関する請願

北海道旭川市旭町二条 久村栄造外四名

紹介議員 千葉 信君

裁判所の代行書記官は日常、書記官となら差異のない同一質量の業務に従事しており、かつその責任も同一であり、代行であつても責任を免れることも法規上不能であるにもかかわらず、その待遇上の差別は(給与上、身分上)いちじるしく拡大しつつある実情であり、従つて勤務意欲を喪失し、憂うべき状態をひきおこしているから、裁判所法附則(昭和二十四年法律第七十七号)第三項が規定している代行書記

官の制度を廃止して現在の代行書記官を書記官に切り替えるよう同法附則第三項を改正せられたいとの請願。

第二一一〇号 昭和三十五年十二月十日受理

裁判所法附則第三項改正に関する請願

北海道稚内市潮見町一ノ七 渡辺大義外二名 横川 正市君

副 検 事

十九	号	二〇、五〇〇円
一	号	五四、五〇〇円
二	号	四八、一〇〇円
三	号	四三、二〇〇円
四	号	三八、八〇〇円
五	号	三五、六〇〇円
六	号	三三、二〇〇円
七	号	三〇、〇〇〇円
八	号	二四、四〇〇円
九	号	二三、一〇〇円
十	号	二〇、五〇〇円
十一	号	一九、二〇〇円
十二	号	一八、一〇〇円

附 則

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十五年十月一日から適用する。
2 検察官が昭和三十五年十月一日以後の分としてすでに支給を受けた俸給その他の給与は、この法律による改正後の検察官の俸給等に関する法律の規定による俸給その他の給与の内払とみなす。

第二二二号 昭和三十五年十二月十日受理
裁判所法附則第三項改正に関する請願
請願者 北海道旭川市春光町四区五条道管住宅内久郷光徳外三名
紹介議員 阿部 竹松君

この請願の趣旨は、第二〇九号と同じである。
第二二二号 昭和三十五年十二月十日受理
裁判所法附則第三項改正に関する請願
請願者 北海道旭川市十条通十丁目沢崎アパート内佐藤房雄外二名
紹介議員 大矢 正君

この請願の趣旨は、第二〇九号と同じである。
第二二三号 昭和三十五年十二月十日受理
裁判所法附則第三項改正に関する請願
請願者 北海道旭川市春光町六区番外地 小野芳太郎 外四名
紹介議員 米田 勲君

この請願の趣旨は、第二〇九号と同じである。
第二二四号 昭和三十五年十二月十日受理
裁判所法附則第三項改正に関する請願
請願者 岐阜県高山市本町一ノ六六 石際博外十七名
紹介議員 北村 暢君

この請願は、第二〇九号と同じである。
第二一九号 昭和三十五年十二月十日受理
裁判所法附則第三項改正に関する請願
請願者 北海道旭川市六条通六丁目左九号 谷口正一 外四名
紹介議員 阿部 竹松君

この請願の趣旨は、第二〇九号と同じである。
第二二〇号 昭和三十五年十二月十日受理
裁判所法附則第三項改正に関する請願
請願者 北海道紋別市潮見町小宮紀久雄外三名
紹介議員 米田 勲君

この請願の趣旨は、第二〇九号と同じである。
第二二二号 昭和三十五年十二月十日受理
裁判所法附則第三項改正に関する請願
請願者 北海道天塩郡天塩町新栄通七丁目 松本一夫 外五十四名
紹介議員 横川 正市君

この請願の趣旨は、第二〇九号と同じである。
第二二二号 昭和三十五年十二月十日受理
裁判所法附則第三項改正に関する請願
請願者 北海道上川郡鷹栖村十一線五号 田中弘外四名
紹介議員 大矢 正君

この請願の趣旨は、第二〇九号と同じである。
第二二三号 昭和三十五年十二月十日受理
裁判所法附則第三項改正に関する請願
請願者 岐阜県可児郡御嵩町御嵩 大嶋巖外七十名
紹介議員 千葉 信君

この請願の趣旨は、第二〇九号と同じである。
第二二四号 昭和三十五年十二月十日受理
裁判所法附則第三項改正に関する請願
請願者 北海道旭川市八条八丁目 東克己外五十六名
紹介議員 北村 暢君

この請願の趣旨は、第二〇九号と同じである。
第二二八号 昭和三十五年十二月十日受理
裁判所法附則第三項改正に関する請願
請願者 京都府宮津市字本町福垣広外三十名
紹介議員 鶴岡 哲夫君

この請願の趣旨は、第二〇九号と同じである。
第二二九号 昭和三十五年十二月十日受理
裁判所法附則第三項改正に関する請願
請願者 和歌山県田辺市上屋敷町一六一六 栗原繁外六名
紹介議員 山本伊三郎君

この請願の趣旨は、第二〇九号と同じである。
第二六〇号 昭和三十五年十二月十日受理
裁判所法附則第三項改正に関する請願
請願者 岐阜県美濃市殿町四九ノ二〇一 日置信二外五十二名
紹介議員 高田なほ子君

十二月二十日本委員会に左の案件を付託された。
一、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(兼(予備審査のための付託は同日))
裁判所職員定員法の一部を改正する法律案
裁判所職員定員法(昭和二十六年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。
第二条「二万七千人」を「二万四千人」に改める。
附則
この法律は、公布の日から施行する。

第二号中正誤
ハシ 行 誤 正
八一 二 檢察官 警察官
三五 二 支 結 支 給